



第204号

2025年7月1日発行

横浜 西だより

発行
(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜西支部 事務局
横浜市戸塚区吉田町631
元町清水ビル203号
TEL 045-864-5354
FAX 045-864-5022
編集
横浜西支部広報部会

新年度支部長ご挨拶

支部長

杉本 圭一郎



横浜西支部長を務めさせて頂いております株式会社日立製作所横浜事業所の杉本でございます。当支部の運営に当たり、会員事業場の皆様のご理解とご協力、並びに横浜西労働基準監督署をはじめとする多くの方々のご指導を頂戴しながら、昨年度の各種活動を実施することができましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の横浜西労働基準監督署管内における労働災害休業4日以上は793件と、残念ながら対一昨年比38件の増加となりましたが、内死亡災害は一昨年の3件に対し1件と減少しました。

今年度は「第14次労働災害防止推進計画」5か年計画の3年目となります。目標達成に向け、関係者が一丸となって労働災害防止対策の推進を図り、誰もが安心して健康に働くことのできる職場づくりに向け労働関係法令の周知

を図るとともに、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、講習会等による災害防止教育の充実を図ります。

本年度も横浜西労働基準監督署のご指導ご助言を賜りながら、会員事業場及び関係諸団体との連携を図り、会員事業場のニーズに合った労務管理・安全衛生諸活動の向上に取り組み、働く一人ひとりが安心して働ける職場づくりに寄与することを目的に、各種事業を推進して参りますので、会員事業場の皆様におかれましては、支部運営への引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場様のご発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げて、新年度のご挨拶とさせていただきます。

新年度監督署長ご挨拶

横浜西労働基準監督署
署長

青山 浩二



本年4月1日付けで川崎南労働基準監督署から赴任して参りました青山と申します。

日ごろから神奈川労務安全衛生協会横浜西支部及び会員事業場の皆様には、労働基準行政の推進について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

当署管内は、徳川幕府直轄地の宿場町として繁栄した歴史と文化があり、また、近年は活力ある企業が多数進出するとともに、病院、社会福祉施設が増加する等行政需要が高く、県内に12ある労働基準監督署でも非常に忙しい署の一つであります。行政を必要とする労働者、事業者の期待に最大限答えるべく、この1年まい進したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当署の昨年の労働災害は793件と一昨年から38件増加しており、また、死亡災害も1件発生しております。死亡災害は20代の若い労働者が感電で亡くなる

という痛ましいものでした。

労働災害が増加している最大の要因は、少子高齢化による転倒、腰痛災害の増加ですが、安全衛生部署の縮小などに伴う安全衛生技術の伝承不足により、若年労働者の危険認識の欠如があるのではないかと感じております。今後、人手不足が顕著になる中、事業運営を行うに当たっては、人手の確保が重要な課題となり、そのためには人命尊重の理念は絶対不可欠なものです。事業場の皆様には、安全衛生部署の人手を確保し、安全安心な職場環境の構築に努めていただければと存じます。

最後に、本年度の行政運営の推進に当たり、引き続き、貴協会のご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会及び会員の皆様のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

2025年度 通常総会開催される



杉本支部長



青山監督署長



京屋副支部長



法元常務理事

2025年5月16日（金）、鎌倉芸術館にて「2025年度神奈川労務安全衛生協会横浜西支部通常総会」が開催されました。総会は、副支部長の開会の辞に始まり、来賓のご紹介とご挨拶が行われました。横浜西労働基準監督署からは青山署長、協会本部からは法元常務理事にご出席いただきました。杉本支部長の挨拶では、支部長就任2年目となる本年も、役員および会員事業場の皆様からの多大なるご協力に感謝の意を表しました。昨年度は受講者数の減少などにより一部計画通りに進まなかった事業もありましたが、他支部との共催や出張講習の実施により、結果的に計画を上回る成果を収めたことを報告しました。また、今年度は「労務管理および安全衛生活動のさらなる向上」を目標に掲げ、関係機関との連携を強化するとともに、働くすべての人が安心して就労できる環境づくりに取り組むことを表明しました。さらに出席者に対しては、真摯な審議への協力を呼びかけました。

議事に先立ち議長に前田氏（中外製薬株式会社）、書記には栗林氏（株式会社タツノ）と成塚氏（BASFコーティングスジャパン合同会社）が指名され、審議が進行されました。

第1号議案「2024年度事業報告」では、国内経済が回復基調にある中でも人手不足やコスト増の影響が続く状況が説明され、休業4日以上労働災害が793件と一昨年より38件増加しましたが、死亡災害は1件と一昨年の3件より減少したことが報告されました。支部活動は法定教育や講習会、「西だより」発行など多岐にわたり、事業数は一昨年比増の31回となりましたが、参加者数は603名にとどまり、参加者不足により4事業が未実施となる課題も挙げられました。会員事業場数は199社から

196社へ減少となり年々減少傾向にあり、支部運営の財政は厳しい状況となることも報告されました。第2号議案「2024年度収支決算報告」および第3号議案「2024年度会計監査報告」も適正に処理されていたことが報告され、いずれも満場一致で承認されました。続く第4号議案「2025年度の事業計画（案）」第5号議案「2025年度の予算（案）」が示され、第14次労働災害防止推進計画に基づく6つの重点施策や教育講習会の年間25回開催などが説明されました。全議案とも異議なく承認されました。

来賓祝辞では横浜西労働基準監督署の青山署長より祝辞が述べられ、会員事業場の日頃の協力に対する感謝が表明されました。あわせて、労働行政を取り巻く近年の課題として、企業倒産の増加、長時間労働の常態化、過労死事案の深刻化、法令順守の不徹底、中小企業における安全衛生管理体制の遅れ、高齢労働者の災害増加などが紹介されました。署長は「今後も連携を強化し、安全と健康の確保に尽力する」と語りました。

続いて、神奈川労務安全衛生協会本部の法元常務理事より、総会の円滑な運営と支部の活動に対する評価と謝意が述べられました。特に法改正に即した講習実施が協会運営に寄与しているとご高評いただきました。今後の重点課題として、残存リスクへの対応や高齢労働者対策などが示され、「地域の安全衛生水準向上に引き続き貢献していく」との方針が表明されました。

最後に、小倉前副支部長（株式会社ニコン）より閉会の辞が述べられ、通常総会は盛会のうちに閉会いたしました。

（三池工業株式会社 須藤 剛士）

2025年度 全国安全週間横浜西地区推進大会



令和7年度全国安全週間横浜西地区推進大会が、6月4日(水)に男女共同参画センター横浜で開催されました。本大会は、横浜西地区労働災害防止団体連絡協議会の主催で行われ、行政・警察関係者を含む多くの来賓を迎えました。今年のスローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」で、労働災害防止への取り組みを再確認する場となりました。

開会に先立ち黙祷が行われた後、建設業労働災害防止協会横浜西分会の工藤分会長より、ヒューマンエラー対策や熱中症予防の重要性について言及がありました。

横浜西労働基準監督署の青山署長からは、全国における死亡災害数が過去最少になった一方で、休業4日以上の死傷災害数は増加傾向にある現状と、神奈川県内でも深刻な状況が続いていることが報告されました。これを受け、神奈川県労働局では6月・7月を労働災害防止強化期間とし、監督指導を強化する旨の緊急メッセージを発信しています。

表彰式では、建設業労働災害防止協会、神奈川県労働安全衛生協会、神奈川県タクシー協会などから、無災害や安全に貢献した団体・個人が多数表彰されました。続く米警察署の草苅交通課長からの講話では、神奈川県が交通事故死全国1位となっており、個々の交通安全意識の重要性が強調されました。

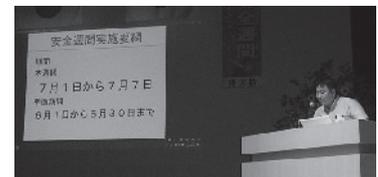


青山監督署長

また、横浜西労働基準監督署の稲富安全衛生課長からは、98回目を迎える全国安全週間の趣旨と重点対策について説明があり、横浜西署管内で多発する「転倒」「無理な動作」「墜落・転落」への対応強化が求められました。



草苅交通課長



稲富安全衛生課長

特別講演では、元警部補で刑事事象解析研究所の森氏が、自身の現場経験をもとに「まさか」を「たぶん」に変える安全管理のポイントを紹介し、参加者の関心を集めました。最後に閉会のご挨拶があり、盛況のうちに大会は終了しました。

(株式会社ブリヂストン 猪瀬 雄一)

入会事業場紹介

新しく入会された事業場を紹介します。

2025年度会員入会事業場のご紹介

	事業場名	事業内容	所在地
①	ブリヂストンプラントエンジニアリング株式会社	設備工事試作試験	横浜市戸塚区

新規会員募集

横浜西支部では、地域内(戸塚区、栄区、泉区、保土ヶ谷区、瀬谷区、旭区)にある事業場で、当協会に未加入の事業場等に対して加入促進活動を行っております。

近隣で又は、お知り合いで未加入事業場がございましたら事務局まで是非ご紹介ください。

(事務局 TEL 045-864-5354 FAX 045-864-5022)

加入メリット

- より早くて確に情報が把握できます。(関係法令の改正動向と内容、労働事情・行政の重点施策方針)
- 法的資格取得講習会等のご案内(一般事業場に対して受講料割引)
- 全国安全週間/全国衛生週間/大会、セミナー等のご案内(ポスター等図書用品の斡旋)
- 労務・安全・衛生に関する各種講習会及び相談受付
- 地域の会員企業との情報交換、連携が図れます。

2025年度労働基準行政の重点

横浜西労働基準監督署

2025年度の神奈川県労働局の行政方針のうち当署業務に係る重点事項を要約したものは以下のとおりです。当署としては、本方針に基づき行政展開を図って参りますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

神奈川県労働局

検索

ホームページ



各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川県労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください

1.賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援

最低賃金の履行確保に取り組むとともに、業務改善助成金など「賃上げ」支援パッケージにより、生産性向上を通じた中小企業等の賃金引上げを支援します。また、賃上げの原資が確保されるよう、中小企業庁等と連携して適正な価格転嫁などの環境整備にも取り組みます。

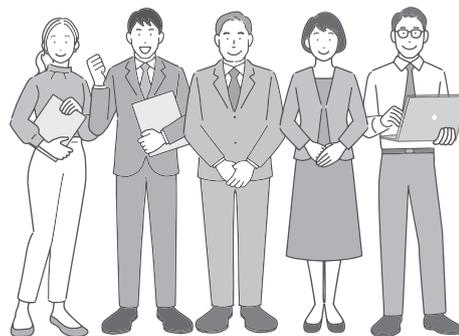
最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生效年月日
神奈川県最低賃金	1,162円	令和6年10月1日

(2) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働局が労働基準監督署と連携して効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけ、監督署による点検要請、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(3) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知や活用勧奨等を行います。



2.安全で健康に働くことができる環境づくり

(1)長時間労働の抑制

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制遵守には、建設工事発注者、荷主等の理解が重要であるため、上限規制や配慮の重要性を周知します。



(2)労働条件の確保・改善対策

基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立、定着のために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

(3)第14次労働災害防止計画(神奈川計画)の推進

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、中間年度となる第14次労働災害防止計画(神奈川計画)の目標達成に向け、同計画に基づき次の取組を行います。

①事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策の必要性や意義とともに経営や人材確保・育成の観点からプラスになることを積極的に周知啓発します。令和7年1月から義務化された労働者死傷病報告の電子申請が円滑に移行できるよう懇切丁寧な説明を行います。

②高齢労働者の労働災害防止及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及びエイジフレンドリー補助金(新たなコース新設)の周知を図ります。



県内の小売業、介護施設を構成員とするそれぞれの+ Safe協議会の活性化を図るとともに、取組成果を広く伝え、また、転倒・腰痛災害防止大会を開催して、安全衛生に対する機運の醸成を図ります。

③外国人労働者等の労働災害防止の推進

外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等について情報を発信する等して、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。

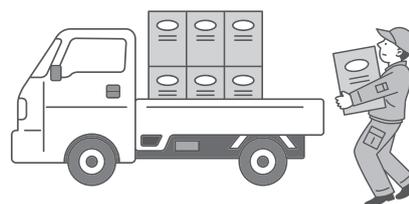


④個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

今年度から立入禁止や退避等の措置(安衛法第20条、第21条及び第25条)が労働者以外の作業にも拡大されるため、周知及び指導を徹底します。また、令和6年5月28日策定の「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の周知・啓発を図ります。

⑤業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業については、改正安衛則(昇降設備及び保護帽、テールゲートリフター特別教育)の周知徹底により荷役作業の災害の防止を図るとともに、荷主等にも「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知、取組の促進を図ります。



建設業については、墜落・転落災害防止対策など強化された安衛則や改正された関係ガイドラインについて周知、指導等を行う等建設工事における労働災害防止対策の推進を図ります。

製造業については、機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、リスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。

⑥労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度の導入等に向けた指導を引き続き展開します。

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、ガイドライン等の周知啓発を行います。

⑦化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的管理に向けた指導を実施するほか、熱中症による労働災害防止に向けたSTOP! 熱中症クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）を展開します。建築物等の解体・改修作業等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底について工事等の受発注者への周知啓発を引き続き図ります。



⑧今後の安全衛生対策について

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進等、高齢者の労働災害防止の推進、治療と仕事の両立支援対策の推進等に係る労働安全衛生法等の改正法案等が成立した場合には、円滑な施行に向けて、改正内容について十分な周知に取り組みます。



⑨労災保険給付の迅速・適正な給付

社会的関心が高い過労死等事案については請求件数が年々増加しているところ、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を一層推進します。

3. 総合的なハラスメントの防止

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導の実施等により、引き続き法の履行確保を図ります。

カスタマーハラスメント、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ることにより、企業の取組を

促します。また、労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合には、改正内容が十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。



4. フリーランスの就業環境の整備

令和6年11月に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化法等」について、フリーランスから就業環境整備違反に関する申出があった場合には、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者

に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業が追加されたため、労災保険の特別加入を希望するフリーランスに対し説明するなど適切に対応します。

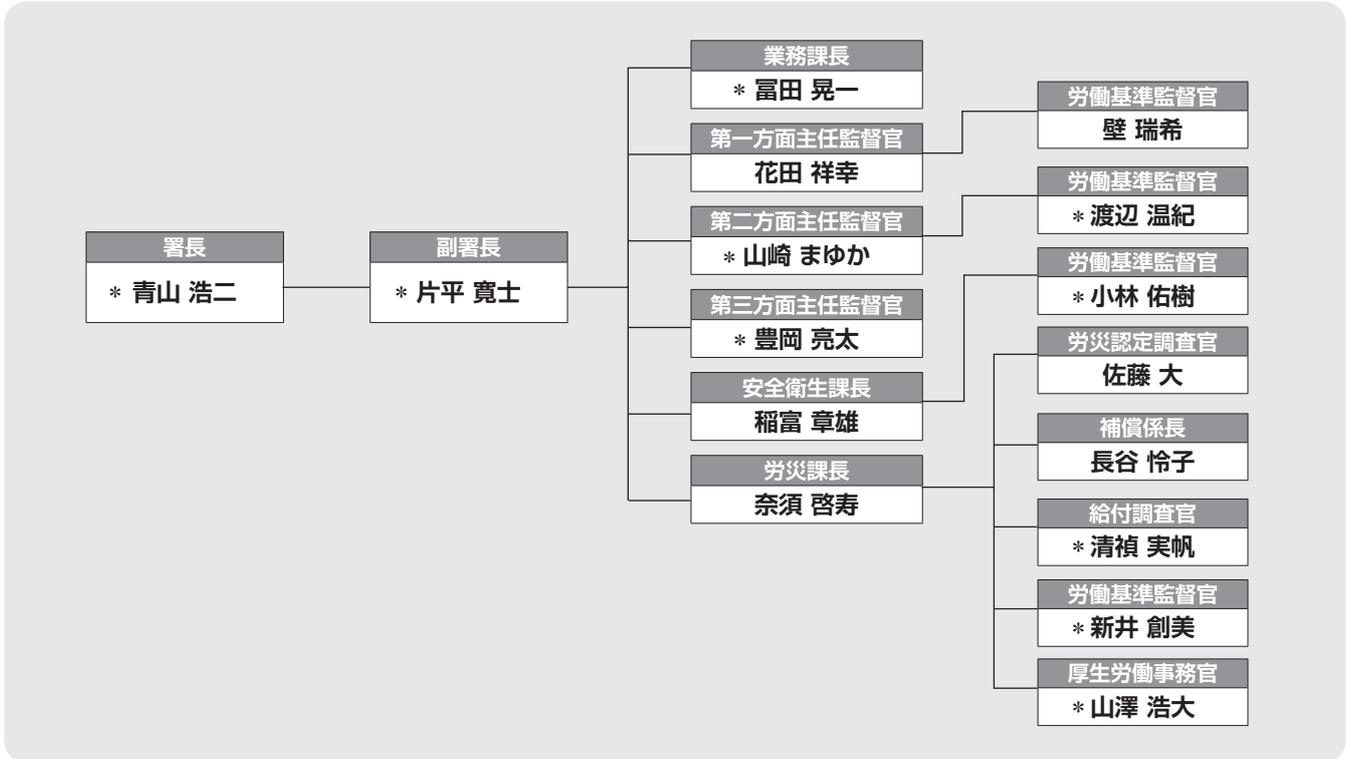


横浜西労働基準監督署インフォメーション

職員人事異動のお知らせ

令和7年4月1日の人事異動で、横浜西労働基準監督署の職員は次のとおりとなりましたので、紹介いたします。よろしくお願いいたします。

(*が新任者です)



ミドリ安全株式会社
 横浜南支店
 支店長 景山 翔太
 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-16
 TEL 045-577-4430

山崎製パン株式会社
 横浜第一工場
 工場長 富岡 和久
 〒244-8525 横浜市戸塚区上柏尾町15番地
 TEL 045-822-0627

森紙業株式会社
 関東事業所
 事業所長 大町 智応
 〒244-0812 横浜市戸塚区柏尾町628番地
 TEL 045-822-7000

宝製菓株式会社
 おかげさまで80周年
 代表取締役社長 岩崎 智子
 〒245-0065 横浜市戸塚区東俣野町1750
 TEL 045-851-2001



2025年度 横浜西支部 主要行事予定

1. 講習会

受講料 (税込)

開催日	講習の種類 (一部略記)	受講料 (円)		募集人員 (名)	会場	備考
		会員	非会員			
7月	14日 (月) 第1回フルハーネス特別教育	9,000	11,000	24	建災防「会議室」	◇共催
	18日 (金) 第1回KYT講習会	9,000	11,000	24	建災防「会議室」	
	25日 (金) 安全管理者選任時研修	11,000	13,500	24	建災防「会議室」	
	31日 (木) 熱中症予防管理者研修	7,590	10,890	24	建災防「会議室」	○共催
8月	5日 (火) 第1回化学物質管理者研修	12,000	16,780	24	建災防「会議室」	○共催
	28日 (木) 製造業の職長能力向上教育	-	-	-	万国橋会議センター	◇主催
9月	18日 (木) 第2回保護具着用管理責任者選任時研修	16,800	22,550	30	鎌倉芸術館「会議室1」	○◇共催
	30日 (火) 化学物質リスクアセスメント研修	9,500	12,500	24	建災防「会議室」	○◇共催
10月	9日 (木) 障害者雇用セミナー	4,000	4,500	24	建災防「会議室」	
	20日 (月)	第2回職長教育 [2日間]	13,000	14,500	40	鎌倉芸術館「会議室1」
	21日 (火)					
	31日 (金) 優良事業場見学会	-	-	24	訪問先:未定	別途案内
11月	7日 (金) 労務管理講習会	4,500	4,500	24	建災防「会議室」	○共催
	11日 (火) 第2回化学物質管理者研修	12,000	14,000	24	建災防「会議室」	○共催
	17日 (月) 扱まれ巻き込まれ防止研修会産業保健研修会	6,500	7,500	24	建災防「会議室」	○◇共催
12月	4日 (木) 第2回フルハーネス特別教育	9,000	11,000	24	建災防「会議室」	◇共催
	9日 (火) 第3回保護具着用管理責任者選任時研修	16,800	22,550	30	鎌倉芸術館「会議室1」	○◇共催
1月	14日 (水)	第3回職長教育 [2日間]	13,000	14,500	24	建災防「会議室」
	15日 (木)					
	27日 (火) リスクアセスメント実務研修会	9,500	12,500	24	建災防「会議室」	○共催
	29日 (木) 製造業の職長能力向上教育	-	-	-	万国橋会議センター	◇主催
2月	6日 (金) 第2回KYT講習会	9,000	11,000	24	建災防「会議室」	
	27日 (金) 危険体感研修			24	住友電気工業株	受講料未定
3月	4日 (水) 特化物作業主任者能力向上教育	9,500	12,000	24	建災防「会議室」	○◇共催
	13日 (金) 有機溶剤作業主任者能力向上教育	9,500	12,000	24	建災防「会議室」	○◇共催

○印は藤沢支部との共催 ◇印は横浜南支部との共催

2. 主要行事

開催日	行事名	受講料 (円)		募集人員 (名)	会場	備考
		会員	非会員			
9月	4日 (木) 全国労働衛生週間横浜西地区推進大会	2,000	2,000	80	男女共同参画センター横浜	
	10日 (水) ~12日 (金) 全国産業安全衛生大会	8,250	16,500	30	大阪市	中災防主催
10月	24日 (金) 神奈川労務安全衛生大会	0	0	30	川崎日航ホテル	協会本部主催
1月	9日 (金) 安全祈願祭	-	-	20	鎌倉鶴岡八幡宮	

※講習会等の日程は会場予約抽選結果により、変更する場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

神奈川労務安全衛生協会横浜西支部

検索

役員・事務局だより

ご安全に! 会員の皆様には2024年度の事業運営に多大なご協力を頂きまして感謝申し上げます。

社会経済活動の正常化が進みつつも依然として厳しい状況下のなか会員事業場の減少、また、受講者数が減少するなど厳しい財政ではありましたが、ほぼ計画通り、進めることが出来ました。2025年度においても継続的かつ計画通り事業運営が進められることを願っております。

さて、新年度に向けては、5月16日の通常総会において満場一致で承認された事業計画及び予算に基づいて進めて参ります。横浜西労働基準監督署のご助言とご指導並びに会員事業場の皆さまのご支援、ご協力により質の高い事業運営と、より一層のサービス向上に努めて参ります。

本年度も何卒宜しくお願ひ申し上げます。

(横浜西支部事務局長 渡辺 俊哉)

編集後記

7月に入り、今年も暑さが本格化する季節を迎えました。特に、猛暑による熱中症のリスクが高まり、労働現場における対策の重要性が増しています。

このような背景から、2025年6月1日より、労働安全衛生規則が改正され、一定の環境下での作業において、事業者に対し熱中症対策が法的に義務付けられました。これにより、従業員の健康と安全を守る体制づくりが一層求められています。

この法改正を機に、各事業場での安全衛生活動を見直し、従業員の健康と安全を守る体制づくりを進めていただければ幸いです。今後とも、皆さまの職場が安全で快適な環境となるよう、有益な情報を発信して参りますので引き続きよろしくお願ひいたします。

(広報部会長 榎タツノ 栗林 早世子)